

令和5年5月1日

高知県立大学における研究活動の特定不正行為への対応等に関する規程に基づき、不正事案の概要を公表します。

(1) 特定不正行為に関与した者の氏名及び所属

高知県立大学 文化学部 橋尾^{はしお}直和^{なおかず}教授

(2) 特定不正行為の内容及び認定理由

〈特定不正行為の内容〉

・論文の盗用

※盗用の定義

本学の規程は、「盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表現なく流用することをいう。）」と定義している。

〈認定理由〉

・調査対象者が、先行する他者の研究論文（以下「乙論文」という。）から引用した記述がどの部分なのかを適切に明示しないまま、橋尾氏が著者である論文「高知市方言文末詞「ヨ」「ネヤ」「ネー」「ヨネヤ」「ヨネー」の語用論的考察」（以下「甲論文」という。）に記載したことや、適切な表現をすることなく、また、乙論文著者の了解を得ることなく、乙論文著者のアイデアと独自性を流用したことは、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠る行為であり、橋尾氏の当該行為を高知県立大学における研究活動の特定不正行為への対応等に関する規程（以下「規程」という。）第2条第2項第3号に定める「盗用」にあたりと認定した。

(3) 経緯

- ・甲論文に流用及び盗用の疑いがあるため大学として対応してほしいとの匿名の通報文書が本大学事務局に郵送され、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）及び規程に基づき、学内で予備調査を行った結果、告発内容に相当の信憑性があるとして令和4年7月4日付で受理。同年8月22日に本調査を開始することを決定。
- ・令和4年8月22日、橋尾氏に対して、本調査を開始すること及び調査委員会委員の氏名及び所属を通知。

調査委員会委員の氏名及び所属

氏名	役職（当時）
いっしき けんじ 一色 健司	高知県立大学地域教育研究センター教授
かまくら あきひろ 鎌倉 昭浩	高知県文化財団 理事長
きんすい きとし 金水 敏	放送大学大阪学習センター長 大阪大学名誉教授、日本学士院会員
くにのり かつひで 国則 勝英	高知県立大学事務局長
なかはし くみ 中橋 紅美	丸の内法律事務所 弁護士
ながさわ きみこ 長澤 紀美子	高知県立大学社会福祉学部長
まつまる みちお 松丸 真大	滋賀大学教育学部教授 同学部副学部長

- ・ 5回の調査委員会を開催[※]し、令和5年2月14日付け報告書において、甲論文は乙論文を盗用した論文であると認定することが妥当であるとし、高知県立大学研究活動不正防止委員会に報告。

（※令和4年9月5日、令和4年10月11日、令和4年11月29日、令和5年1月11日、令和5年1月27日）

- ・ 高知県立大学研究活動不正防止委員会は、審議の結果、調査委員会の結論を妥当として、令和5年2月16日付け報告書を作成、高知県立大学学長に報告。令和5年2月17日に、学長から橋尾氏及び高知県公立大学法人理事長に対して結果を通知。
- ・ 令和5年3月2日、橋尾氏から不服申立。
- ・ 調査委員会、高知県立大学研究活動不正防止委員会における審議を経て、再調査を実施しないことを決定。令和5年3月31日、橋尾氏に文書で通知し、「盗用」の認定が確定した。

（4）公表時までに行った措置の内容と今後の予定

- ① 当該論文が掲載されている本学学術情報リポジトリからの取り下げ（実施済み）。
- ② 今後、当該論文作成に要した経費（運営費交付金令和4年3月25日支出印刷費22,000円）について、橋尾氏に対して返還請求を実施予定。
- ③ 橋尾氏に対する大学の対応（処分等）
高知県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程に基づき、高知県公立大学法人の理事長に対して、懲戒処分に関する審査請求を行う予定。

(5) 調査の方法・手順等

- ① 甲論文及び乙論文の比較検証
- ② 甲論文の表現および引用参照表記の適切性の検討
- ③ 橋尾氏への弁明の聴取、提出資料の精査

(6) 再発防止策

- ① 教職員の高い研究倫理観を維持するために、研究倫理教育の実施を義務付ける。研究倫理教育としては一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）を活用する。新任の教職員は研究活動を実施する前に、それ以外の対象教職員は定められた頻度で受講することとする。
- ② 受講しなかった場合には、学内研究費及び競争的外部資金への申請及び研究費の使用を当面認めない。
- ③ 高知県立大学の紀要に投稿する場合、研究不正行為に関わらない旨の誓約書を提出する。紀要への投稿論文は剽窃チェックプログラムによって、他論文との類似性を事前に点検する。投稿論文の査読に当たっては必要に応じて、専門性が近い学外の研究者に査読を依頼することができることとする。
- ④ 研究者が研究終了時に行った研究結果に関するデータや論文作成にかかわるデータを大学に提出する。大学はそれらのデータを10年間保管し、必要に応じて公表する。

以上

高知県立大学（池キャンパス）

事務局 大野、井上

TEL: (088) 847-8700

FAX: (088) 847-8579